

# 第22回 横須賀市景観審議会

市街地整備景観課

■平成27年11月16日（月）13時30分開始

■横須賀市役所本庁舎10階市議会第4委員会室

□次第

1 開 会

2 議 事

(1) 横須賀市屋外広告物条例の改正について

※ 原則、公開審議となります。

3 閉 会

○事前配布資料

- 資料1 横須賀市景観審議会委員名簿
- 資料2 横須賀市屋外広告物条例の改正について
- 資料3 横須賀市屋外広告物条例
- 資料4 横須賀市景観審議会規則、横須賀市景観審議会運営要領

○当日配布資料

- 資料5 横須賀市屋外広告物条例の見直しについての諮問書（写）
- 資料6 横須賀市屋外広告物条例の改正について（参考写真）

横須賀市景観審議会委員名簿

---



○横須賀市景観審議会委員

(敬称略・50音順)

- かわかみ としあき  
・河上 俊昭 事業者  
一般社団法人神奈川県広告美術協会理事
- きくたけ ゆき  
・菊竹 雪 学識者（広告物、グラフィックデザイン）  
首都大学東京システムデザイン学部インダストリアルアート  
コース教授
- くどう ゆきひさ  
・工藤 幸久 事業者  
横須賀商工会議所 産業・地域活性課長
- くによし なおゆき  
・国吉 直行 学識者（都市デザイン）  
(景観専門委員) 横浜市立大学国際都市学系まちづくりコース特別契約教授
- こばやし まさみ  
・小林 正美 学識者（建築）  
(景観専門委員) 明治大学理工学部建築学科教授  
株式会社アルキメディア設計研究所主宰
- そね こういち  
・曾根 幸一 学識者（建築、ランドスケープ、都市計画）  
芝浦工業大学名誉教授  
環境設計研究所主宰
- たぐち あつこ  
・田口 敦子 学識者（広告物、グラフィックデザイン）  
多摩美術大学名誉教授
- とみざわ きみえ  
・富澤 喜美枝 学識者（歴史を生かしたまちづくり）  
横須賀建築探偵団代表  
うわまち教会建物応援団事務局  
三浦郡豊島町をもっとよく知る会代表
- ますだ つとむ  
・増田 務 事業者  
よこすか都市景観協議会会長
- まつした けいち  
・松下 啓一 学識者（法律）  
相模女子大学人間社会学部教授
- みやがわ まさこ  
・宮川 雅子 公募市民
- やまはた のぶひろ  
・山畑 信博 学識者（環境デザイン）  
東北芸術工科大学デザイン工学部建築・環境デザイン学科教授
- よしだ しんご  
・吉田 慎悟 学識者（色彩）  
(景観専門委員) 武蔵野美術大学造形学部基礎デザイン学科教授  
(株) カラープランニングセンター 顧問  
(有) クリマ 代表取締役  
横須賀市色彩アドバイザー

○横須賀市景観審議会事務局職員

市街地整備景観課長

しゅどう のぼる  
首藤 昇

市街地整備景観課屋外広告物係長  
担当

えんどう もりひさ  
遠藤 盛久  
いわさき じゅんこ  
岩崎 純子

市街地整備景観課景観係長  
担当

さかい たかひろ  
境 高宏  
うのさわ まきこ  
宇野澤 真紀子

横須賀市屋外広告物条例の改正について

---



## ■ 横須賀市屋外広告物条例の改正概要

平成 23 年 3 月 28 日条例第 17 号の附則第 7 項（新条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第 1 条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後 5 年以内に見直しを行うものとする。）に基づく改正。

### 【評価】

平成 23 年 10 月 1 日に施行し、運用してきた屋外広告物条例は、その第 1 条に定められた目的をおおむね達成しており、本市内の良好な景観形成や風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図るものとして機能している。

また、条例を運用していて目的を達成するために必要なものは、その都度条例改正を行っており、実際に「平成 24 年 1 月 25 日条例第 3 号」及び「平成 25 年 3 月 29 日条例第 46 号」において、条例の改正を実施している。

今回、屋外広告物条例附則（平成 23 年 3 月 28 日条例第 17 号）第 7 項に基づき、これまでの運用状況、実施効果等を勘案し、目的を達成するため条例の一部を改正するものである。

なお、平成 27 年 2 月に札幌市で起きた屋外広告物の落下事故を受けて、安全管理について全国的に見直しを模索していると思われるが、国において屋外広告物安全基準（案）について検討委員会を立ち上げ、検討を重ねるところである。安全管理についての条例の見直しはその結果を待って検討を実施したい。

### 【条例改正スケジュール（案）】

平成 27 年 11 月 16 日	景観審議会
平成 28 年 5 月下旬	市議会第 2 回定例会にてパブリックコメント 実施予告の一般報告
平成 28 年 8 月ごろ	パブリックコメント実施
平成 28 年 12 月上旬	市議会第 4 回定例会にて条例改正案提出
平成 29 年 4 月 1 日	条例施行

### 【改正概要（案）】

- 1 のぼり旗、広告幕の許可期間及び手数料変更
- 2 壁面からの突き出し看板の基準変更
- 3 所要の条文整備



## 条例改正（案）

### 1. 第6条第3項及び第4項別表1許可の期間及び手数料

（のぼり旗、広告幕の許可期間を1年以内から3年以内に変更）

#### 〈説明〉

現在、のぼり旗や広告幕は許可期間を1年以内としている。他都市では、物件としての耐久性などを理由に1か月以内や3か月以内としているところが多いのが現状である。

竿部分の交換や旗及び幕部分の変更などは管理上必要なことであり、条例第13条において軽微な変更として認められたものであり、実際、破損したまま、もしくは表示内容が古いまま使用し続けることはなく、部材等も安価なため、交換することで長期の掲出が可能となっている。

また、許可期間中に、破損、退色、老朽化した場合でも、条例第8条においてそのような状態で広告物を掲出することを禁止しており、長期の許可となっても十分な指導はできると考えている。

従って、許可しているサイズと同等以下ののぼり旗や広告幕の許可期間を3年以内とすることに問題はないと考える。

今回、改正検討に至った経緯は、のぼり旗や広告幕の使用目的や用途が以前と比べて変化したことにある。これまでは「特売」や「セール」など、掲出期間が2週間や3週間など短期のイベント等で掲出されるものを想定し、許可期間を決めていた。しかし、現状は、店舗名称や季節に応じた営業内容・商品紹介などで使用されることが多く、長期で掲出し続けるものの需要が増えている。

現在、敷地内において申請され、許可をし、適正に管理されているのぼり旗や広告幕などのほとんどが管理状態が良好で、禁止広告物のような状態は見受けられない。



許可を受け、敷地内で適正に掲出されているのぼり旗や広告幕は、管理状態が良好で、禁止広告物のようなものは見受けられない。本改正の対象者。



表示面積の総量が10㎡以下のため申請不要である事業者。許認可行為はなく、本改正の対象ではない。



歩道や車道など、掲出を禁止している場所に出されている違反広告物は、本改正の対象ではなく、道路管理者と連携して是正指導に努める。



破損・退色・老朽化した禁止屋外広告物については、管理されているものは是正指導等、管理されていないものは簡易除却を実施し、これまで通り適正化に努める。

許可の有無にかかわらず、歩道や車道など掲出が禁止されている場所に出されているもの、また破損・退色・老朽化したものなどの違反屋外広告物に対し、掲出者が管理しているものは是正指導等、管理されていないものは簡易除却を実施し、これまで通り適正化に努める。

なお、イベント的に掲出されているものは、イベント期間での申請を受け、その期間のみ許可を行うため、許可期間が切れたものが掲出され続けることはない想定している。

また、許可期間を3年以内とすることで、他の広告物と同じ申請書で手続きをすることが可能となり、申請者の事務負担軽減が図られる。それにより、これまで、事務負担が原因で未申請となっていたと思われる屋外広告物を削減することができる。また、許可期間が異なることで分かれていた許可番号を一元化することができ、掲出者にとっても行政側にとっても管理しやすくなるを考える。

## 2. 第9条第1項別表3基準（壁面からの突き出し看板の基準変更）

### ○改正前

2 下端は、地上から2.5メートル以上とし、車道上に突出する場合は、地上4.5メートル以上とすること。

### ○改正案

2 下端は、地上から2.5メートル以上とし、車道上に突出する場合は、地上4.5メートル以上とすること。ただし、敷地内の設置において、公衆に対する危害の防止を図る場合はこの限りではない。

### 〈説明〉

壁面からの突き出し看板について、本市は道路上だけではなく、敷地内においても広告物下端の高さ基準を設けている。これは、独自条例への移行時、県条例がそうになっており、本市はそれにならったものである。

横浜市や川崎市は「歩道」となっており、敷地内では下端の基準はないが、それに伴う問題はないとのことである。両方を比較して考えた場合、安全性については「地上」となっていた方が高いと思われるが、敷地内においては、安全が確保されれば広告物の下端の制限がない方がより掲出者に望ましいものとなると思われる。広告物の下にガード、植栽、工作物などで通行できない状態となっているのであれば下端に関係なく許可しても良いと考える。

なお、敷地内であっても、広場状公開空地及び歩道状公開空地など緩和条件に該当する部分は建築物や工作物を設置することができない上、上空占用も認めていないため、当該部分に突き出し看板は掲出されない。



敷地内であれば、広告物の下に、ガード、植栽、工作物を設置すれば、下端制限を受けずに設置が可能。不必要に高い場所に設置することがなくなり、より安全な掲出といえる。

### 3. 第39条第2項（所要の条文整備）

#### ○改正前

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項及び第7条の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項及び第14条の規定に違反した者
- (3) 第20条第1項及び第2項の規定による命令に違反した者

#### ○改正案

2 ～変更なし。現状通り～

- (1) 第6条第1項、第7条、第13条第1項又は第14条の規定に違反した者
- (2) 第20条第1項又は第2項の規定による命令に違反した者

#### 〈説明〉

条例の趣旨としては、

- ・許可を受けない者（第6条第1項の規定に違反した者）
- ・禁止地域又は禁止物件に掲出した者（第7条の規定の規定に違反した者）
- ・変更に伴う許可を受けない者（第13条第1項の規定に違反した者）
- ・継続に伴う許可を受けない者（第14条の規定に違反した者）
- ・許可広告物について許可取消し、設置停止、改修、移転、除却等の措置命令に従わない者（第20条第1項の規定による命令に違反した者）
- ・許可の必要がない広告物について設置停止、改修、移転、除却等の措置命令に従わない者（第20条第2項の規定による命令に違反した者）

のいずれかに該当する者は50万円以下の罰金に処するということである。

現条例においては、接続に使われている言葉が条例移行当時の県条例で使用されていた「及び」となっているため趣旨と相違がある。他都市条例においても同様の項目については、それぞれ単独での標記か「又は」という接続となっている。また、県も条例改正を行い、それぞれ単独での標記となっている。

横須賀市屋外広告物条例

---

# ○横須賀市屋外広告物条例

〔平成 12.12.20〕  
条例第 96 号

改正	平成 13 年 6 月 5 日 条例第 29 号	平成 13 年 12 月 21 日 条例第 47 号
	平成 16 年 3 月 26 日 条例第 25 号	平成 17 年 3 月 31 日 条例第 53 号
	平成 19 年 3 月 29 日 条例第 33 号	平成 23 年 3 月 28 日 条例第 17 号
	平成 24 年 1 月 25 日 条例第 3 号	平成 25 年 3 月 29 日 条例第 46 号

## 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 広告物等の制限
  - 第1節 許可、禁止地域等(第6条—第15条)
  - 第2節 広告物等の管理(第16条—第19条)
  - 第3節 違反に対する措置(第20条—第25条の4)
- 第3章 屋外広告業(第26条—第30条)
- 第4章 景観形成の推進(第31条—第34条)
- 第5章 雑則(第35条—第38条)
- 第6章 罰則(第39条・第40条)
- 附則

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号。以下「法」という。)の規定に基づき、屋外広告物及び屋外広告物を掲出する物件(以下「広告物等」という。)並びに屋外広告業について、規制に関する事項を定めることにより、本市内の良好な景観を形成し、又は風致を維持するとともに、公衆に対する危害の防止を図ることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 特定屋外広告物 建築基準法(昭和25年法律第201号)第88条第1項に定める

工作物で高さが4メートルを超える広告塔、広告板その他これらに類するものをいう。

(2) 広告主 広告物等により、自己の住所、氏名又は店舗、営業所若しくは事業所の所在地、名称、屋号、商標、営業内容等を広告する個人又は法人若しくは団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するために、市民に対する広告物等についての啓発並びに広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者、広告主及び屋外広告業を営む者に対する指導並びに関係行政機関及び関係団体との協力体制の確立その他広告物等に関する施策を実施しなければならない。

(広告主の責務)

第4条 広告主は、自ら又はその委託した者をして、条例又はこの条例に基づく規則に適合する広告物等を表示し、又は設置し、かつ、これらを適正に管理するとともに、前条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

(屋外広告業を営む者の責務)

第5条 屋外広告業を営む者は、条例又はこの条例に基づく規則に適合する広告物等を表示し、又は設置するとともに、第3条の規定により市が実施する施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 広告物等の制限

### 第1節 許可、禁止地域等

(許可等)

第6条 本市内に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、市長の許可(以下「許可」という。)を受けなければならない。

2 市長は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要があると認めるときは、許可について条件を付することができる。

3 許可の期間は、別表第1に定めるとおりとする。

4 許可の申請をしようとする者は、申請の際に1件につき別表第1に定める手数料を納付しなければならない。

- 5 市長は、特別な理由があると認めるときは、手数料を免除することができる。
- 6 既納の手数料は、返還しない。

(禁止地域等及び禁止物件)

第7条 次の各号に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域
  - (2) 文化財保護法第182条第2項の規定により、県又は市が条例に定めるところにより指定した地域又は場所
  - (3) 森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項の規定により指定された保安林
  - (4) 首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
  - (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域
  - (6) 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
  - (7) 横須賀市風致地区条例(平成24年横須賀市条例第93号)第6条の規定により指定された第1種風致地区及び第4種風致地区(同条例附則第5項の規定によりこれらの風致地区とみなされる区域を含む。別表第2において同じ。)
  - (8) 自然環境保全条例(昭和47年神奈川県条例第52号)第2条の規定により指定された自然環境保全地域
  - (9) 道路及び道路用地並びにこれらから展望できる範囲で市長が指定する地域
  - (10) 河川及び海岸並びにその付近で市長が指定する地域
  - (11) 古墳、墓地又は火葬場
- 2 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。
- (1) 橋りょう、ガード、高架構造物、トンネル、信号機、道路の分離帯及び防護柵、道路標識、カーブミラー、駒止並びに里程標
  - (2) 街路樹及び路傍樹
  - (3) 郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器
  - (4) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件
  - (5) 消火栓、火災報知器、指定消防水利標識、防火水槽標識及び火の見やぐら
  - (6) 送電塔、送受信塔及び照明塔



- (7) 煙突及びガスタンクその他これらに類する物件
- 3 石垣及び擁壁その他これらに類する物件に屋外広告物を直接表示してはならない。
- 4 電柱、街灯柱、消火栓標識、バス停留所の上屋及び植樹帯には、はり紙(ポスターを含む。以下同じ。)、はり札又は立看板を表示してはならない。
- 5 道路の路面には、屋外広告物を表示してはならない。
- 6 市長は、第1項第9号又は第10号の地域を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除する場合は、横須賀市景観条例(平成16年横須賀市条例第24号)第15条に規定する審議会(以下単に「審議会」という。)の意見を聴かなければならない。

(禁止する広告物等)

第8条 次に掲げる広告物等については、これらを表示し、又は設置してはならない。

- (1) 著しく汚染し、退色し、又は染料等のはく離したもの
- (2) 著しく破損し、又は老朽化したもの
- (3) 倒壊、落下又は飛散のおそれがあるもの
- (4) 信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなもの
- (5) 道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

(基準の設定)

第9条 広告物等を表示し、又は設置する場合は、当該広告物等の位置、形状、規模、色調等(以下「広告物等の位置等」という。)は、別表第2に掲げる地域の種別に従い、別表第3に定める基準によらなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が第31条の規定により指定した広告景観形成地区にあっては、広告物等の位置等は、第32条第1項に規定する当該地区広告景観整備計画によらなければならない。

(適用除外)

第10条 次の各号に掲げる広告物等については、第6条、第7条及び前条の規定は適用しない。

- (1) 他の法令の規定により表示し、又は設置すべきもの
- (2) 選挙運動のためのはり札及びポスターの類のもの
- (3) 次に掲げる案内図その他公衆の利便に供するもの

- ア 国及び地方公共団体の案内板及び掲示板
  - イ 国及び地方公共団体の広報
  - ウ 災害、感染症の発生等における緊急な事項を告示するもの
  - エ その他市長がア、イ及びウに掲げるものに類すると認めるもの
- (4) 次に掲げる祭典用その他慣例上使用されるもの
- ア 寺社、教会等の礼式及び冠婚葬祭の際掲出されるもの
  - イ 地方の年中行事のため表示され、又は設置されるもの
  - ウ その他市長がア及びイに掲げるものに類すると認めるもの
- (5) 工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する屋外広告物で、周囲の景観に調和するものであり、かつ、営利を目的としないもの
- (6) 自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示するもの
- (7) 自己の管理する土地又は物件に、管理上の必要に基づき表示し、又は設置するもので表示面積の合計が1平方メートル以下のもの
- (8) 電車又は自動車に表示する屋外広告物で次に掲げるもの
- ア 電車の車体に所有者の氏名、名称、商標又は事業若しくは営業の内容を表示するもの
  - イ 自動車の車体に所有者又は管理者の氏名、名称、店名、商標又は事業若しくは営業の内容を表示するもの
  - ウ 道路運送車両法(昭和26年法律第185号)に基づく登録を受けた自動車(同法第7条第1項第5号に掲げる使用の本拠の位置が本市の区域外にあるものに限る。)に表示される屋外広告物であって、当該屋外広告物はその使用の本拠の位置において適用される屋外広告物に関する条例の規定に基づいて表示されているもの
- (9) 海水浴場開設期間中の海水浴場の区域における更衣休憩所、食堂、売店等の海水浴客の利便に供する占用施設に表示するもので、自己の所在、名称、屋号、商標、営業内容(自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるものに限る。)等を表示するもので、表示面積の合計が35平方メートル以下のもので、屋根の高さの最高部から高さが2メートルを超えないもの
- (10) 第23条の規定により表示されるもの
- 2 次の各号に掲げる広告物等で別表第3に定める基準に適合するものについては、特定屋外広告物に該当しない場合は、第6条及び第7条第1項の規定は適用しない。
- (1) 自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に自己の所在地、名称、屋号、商標、営業内容(自己の営業に係る特定の商品名等を表示するものにあつ

ては、その表示面積が全体の表示面積の2分の1以下であるものに限る。)等を表示するもの(以下「自家用広告物」という。)で、表示面積の合計が10平方メートル以下(別表第2に定める第1種禁止地域内にあつては5平方メートル以下)のもの

(2) 自己の店舗、営業所、事業所又はこれらの敷地内に表示し、又は設置する自家用広告物以外のもので、次のいずれにも該当するもの

ア 表示面積の合計が1平方メートル以下であるもの

イ 光源を用いるものにあつては、動光若しくは点滅を伴わないもの又は電氣的に発光することにより常時表示の内容を変化させることができる装置(以下「電光表示装置」という。)を有さないもの

(3) 別表第2に定める第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域において表示し、又は設置される広告物等で、表示面積の合計が1平方メートル以下の次に掲げるもの

ア 案内及び誘導をするためのもので、地理的条件に照らして必要であると認められ、かつ、表示位置の敷地所有者又は管理者から表示又は設置についての承諾を得ているもの(光源を用いないものに限る。)

イ 政治団体、労働組合等の宣伝の用に供するもの並びに営利を目的としないと認められる会合及び催物類のはり紙、はり札その他これらに類するもの

ウ 公共団体、公益法人その他これらに類する団体が表示し、又は設置するはり紙、はり札その他これらに類するもので、公益上必要があると認められるもの

(4) 商店街振興組合(商店街振興組合法(昭和37年法律第141号)の規定による商店街振興組合をいう。)、商店街協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)の規定により設立された商店街の事業協同組合をいう。)  
又は任意の商店街団体(以下「商店街団体」という。)が所有し、又は管理する物件に、当該商店街団体の名称、愛称、構成員名又は当該商店街団体が行う事業(当該物件に屋外広告物を掲出することにより広告料収入を得る事業を除く。)に関するものを表示するもの

3 電柱、街灯柱及び標識柱(道路標識を除く。)を利用する広告物等で別表第3に定める基準に適合するものについては、別表第2に定める第2種禁止地域に限り、第7条第1項の規定は適用しない。

(適用除外の特例)

第11条 市長は、広告物等が良好な景観の形成に資すると認めるときは、これら

に対して第7条及び第9条の規定の適用を除外することができる。

- 2 前項の場合において、当該適用の除外を受けようとする者は、市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により適用除外をしようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(標識票)

第12条 許可を受けた者は、その広告物等の一部に、標識票をはり付けなければならない。ただし、市長が別に定めるものについては、この限りでない。

(変更)

第13条 許可を受けた者は、その許可の内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、更に許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更等については、この限りでない。

- 2 許可を受けた者は、当該広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に変更があったときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。許可申請に係る事項を変更したときも、同様とする。

(継続)

第14条 許可期間満了後更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、期間満了の30日前までに市長に許可の申請をしなければならない。

(完了届)

第15条 許可を受けた者は、当該広告物等の表示、設置、変更、改造又は移転が完了したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

## 第2節 広告物等の管理

(管理義務)

第16条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者は、これらに関し、補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第17条 特定屋外広告物を表示し、又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者(以下この条において「安全管理者」という。)を設置しなければならない。

2 安全管理者は、第28条第1項に規定する講習会修了者等をもって充てなければならない。

3 特定屋外広告物を表示し、又は設置する者は、第1項の規定により安全管理者を設置したときは、速やかに市長に届け出なければならない。届出に係る事項を変更したときも、同様とする。

(除却の義務)

第18条 広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者は、許可期間が満了したときは、10日以内にこれらを除却しなければならない。許可を取り消されたときも、同様とする。

2 広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者は、当該広告物等を表示し、又は設置する必要がなくなったときは、これらを速やかに除却しなければならない。

3 はり紙等の屋外広告物を表示し、又は管理する者は、これらがき損し、又は汚損したときは、直ちに除却しなければならない。

(除却等の届出)

第19条 広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者は、許可を受けた広告物等を許可期間の満了前に除却し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出なければならない。

### 第3節 違反に対する措置

(措置の命令等)

第20条 市長は、許可をした広告物等が良好な景観若しくは風致を著しく害し、若しくは公衆に対して危害を及ぼすおそれがあると認めるとき又は許可申請書に虚偽の事項があったときは、その許可を取り消し、又は当該広告物等を表示し、若しくは設置した者若しくはこれらを管理する者に対して、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、条例又はこの条例に基づく規則に違反した広告物等があるときは、当該広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれら

を管理する者に対して、これらの表示若しくは設置の停止を命じ、又は5日以上の期限を定め、これらの改修、移転、除却その他必要な措置を命ずることができる。

- 3 市長は、前2項の規定による措置を命じようとする場合において、当該広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者を過失がなく、確知することができないときは、これらの措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。ただし、屋外広告物を掲出する物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定め、その期限までにこれらを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(報告及び立入検査)

第21条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者に対し、必要な報告をさせ、又はその職員をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導等)

第22条 市長は、広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者、広告主及び屋外広告業を営む者に対し、この条例の目的を達成するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(違反の表示)

第23条 市長は、条例又はこの条例に基づく規則に違反する広告物等に、その広告物等が違反である旨を自ら表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。

- 2 前項の表示の規格は、規則で定める。

(公表)

第24条 市長は、第22条に規定する勧告を受けた者が、正当な理由がなくその勧告に従わないときは、行政手続条例(平成8年横須賀市条例第3号)第35条に定める

ところにより、その旨を公表することができる。

(広告物等の告示等)

第25条 市長は、法第8条第2項の規定により、広告物等の保管を始めた後遅滞なく、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 広告物等の名称又は種類及びその数量
- (2) 広告物等が放置されていた場所
- (3) 広告物等を除却した年月日
- (4) 保管期間
- (5) 保管場所
- (6) 返還を受ける方法

2 市長は、前項の告示の日の翌日から起算して2週間規則で定める場所において、当該告示に係る広告物等の一覧簿を縦覧に供するものとする。

(広告物等の評価方法)

第25条の2 市長は、法第8条第3項の規定により広告物等の価額の評価を行うに当たっては、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、保管した広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(広告物等の売却等)

第25条の3 法第8条第3項の規定により広告物等を売却するときは、市長が別に定める方法により行うものとする。

2 法第8条第3項各号に規定する条例で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 特に貴重な広告物等 3月
- (2) 前号以外の広告物等 2週間

(広告物等の返還手続)

第25条の4 保管した広告物等（法第8条第3項の規定により売却した代金（同条第5項の規定により売却に要した費用を除く。）を含む。）の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（以下この条において「所有者等」という。）は、当該広告物等の返還を受けようとするときは、受領書にその広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明するものを添えて市長に提出しなければならない。

### 第3章 屋外広告業

#### (屋外広告業の登録)

第26条 本市の区域内において屋外広告業を営もうとする者は、市長の登録を受けなければならない。

- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、その有効期間満了の30日前までに更新の登録を受けなければならない。
- 4 前項の更新の登録の申請があった場合において、第2項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 5 前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 6 第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者は、申請1件につき1万円の手数料を納付しなければならない。
- 7 既納の手数料は、返還しない。

#### (登録の申請)

第26条の2 前条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 商号、名称又は氏名及び住所（法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - (2) 本市の区域内において営業を行う営業所（以下単に「営業所」という。）の名称及び所在地
  - (3) 法人にあっては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名
  - (4) 未成年者（屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）にあっては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び役員の名）
  - (5) 営業所ごとに選任される業務主任者（第28条に規定する業務主任者をいう。第26条の4第1項において同じ。）の氏名及び所属する営業所の名称
- 2 前項の登録申請書には、登録申請者が第26条の4第1項各号のいずれにも該当し



ない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(登録の実施)

第26条の3 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、次条第1項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次に掲げる事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

(1) 前条第1項各号に掲げる事項

(2) 登録年月日及び登録番号

2 市長は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録の拒否)

第26条の4 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第26条の2第1項の登録申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

(1) 第28条の5第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者

(2) 屋外広告業者(第26条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第28条の5第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその法人の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

(3) 第28条の5第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

(4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(5) 屋外広告業に関し成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

(6) 法人でその役員のうち第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの

(7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 市長は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示し

て、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

(登録事項の変更の届出)

第26条の5 屋外広告業者は、第26条の2第1項各号に掲げる事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けたときは、当該届出に係る事項が前条第1項第5号から第7号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があった事項を屋外広告業者登録簿に登録しなければならない。

3 第26条の2第2項の規定は、第1項の規定による届出について準用する。

(屋外広告業者登録簿の閲覧)

第26条の6 市長は、屋外広告業者登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

(廃業等の届出)

第26条の7 屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合においては、当該各号に定める者は、その日（第1号の場合にあっては、その事実を知った日）から30日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡した場合 その相続人

(2) 法人が合併により消滅した場合 その法人を代表する役員であった者

(3) 法人が破産手続開始の決定により解散した場合 その破産管財人

(4) 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合 その清算人

(5) 本市の区域内において屋外広告業を廃止した場合 屋外広告業者であった個人又は屋外広告業者であった法人を代表する役員

2 屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

(登録の抹消)

第26条の8 市長は、屋外広告業者の登録がその効力を失ったとき又は第28条の5第1項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、屋外広告業者登録簿から当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

(講習会)

第27条 市長は、広告物等の表示及び設置に関し必要な知識を修得させることを目的とする講習会を行わなければならない。

2 市長は、講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証を交付す

るものとする。

- 3 第1項の講習会を受講しようとする者は、1人につき3,000円の手数料を納付しなければならない。
- 4 既納の手数料は、返還しない。
- 5 講習会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(業務主任者の選任等)

第28条 屋外広告業者は、その営業所ごとに前条第1項の規定により市長が行う講習会の課程を修了した者又は次の各号のいずれかに該当する者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

- (1) 他の都道府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規定する指定都市若しくは同法第252条の22第1項に規定する中核市が行う屋外広告物に関する講習会の課程を修了した者
  - (2) 法第10条第2項第3号イに規定する試験に合格した者
  - (3) 広告美術仕上げに関し、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づき、職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は職業訓練の修了証書の交付を受けた者
  - (4) その他市長が前条第1項の講習会の課程を修了した者と同等以上の知識を有すると認定した者
- 2 業務主任者は、次に掲げる業務の総括を行うものとする。
- (1) この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。
  - (2) 広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施行その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。
  - (3) 第28条の3に規定する帳簿のうち、規則で定める事項の記載に関すること。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

(標識の掲示)

第28条の2 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

(帳簿の備付け等)

第28条の3 屋外広告業者は、規則で定めるところにより、営業所ごとに帳簿を備

え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

(屋外広告業者に対する指導等)

第28条の4 市長は、屋外広告業者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(登録の取消し等)

第28条の5 市長は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 不正の手段により第26条第1項又は第3項の登録を受けたとき。
- (2) 第26条の4第1項第2号又は第4号から第7号までのいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

2 第26条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

(神奈川県登録を受けた者に関する特例)

第28条の6 第26条から第26条の8まで及び前条の規定（第26条の7、第26条の8及び前条の規定にあっては、第3項の規定による届出をした場合に限る。）は、神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号）の規定に基づく屋外広告業の登録を受けている者（第26条の4第1項に該当する者を除く。）には適用しない。

- 2 前項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営む者については、第26条から第26条の8まで及び前条の規定を除き、第26条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなしてこの条例の規定を適用する。
- 3 第1項に規定する者は、本市の区域内で屋外広告業を営もうとするときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 4 前項の規定による届出をした者は、同項に規定する届出に係る事項について変更があったとき、又は本市の区域内で屋外広告業を廃止したときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。
- 5 屋外広告業者が第3項の規定による届出をしたときは、その者に係る第26条第1

項又は第3項の登録は、その効力を失う。

- 6 市長は、第1項に規定する者であって本市の区域内で屋外広告業を営む者が、前条第1項第2号又は第4号のいずれかに該当するときは、その者に対し、6月以内の期間を定めて本市の区域内における営業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 7 第26条の4第2項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。
- 8 市長は、第3項の規定による届出があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、特例屋外広告業者届出簿に記載し、一般の閲覧に供しなければならない。
- 9 市長は、第3項の規定による届出をした者について第4項の規定による廃止の届出があったとき又は神奈川県屋外広告物条例の規定に基づく登録がその効力を失ったとき若しくは取り消されたときは、特例屋外広告業者届出簿からその記載を抹消しなければならない。

(監督処分簿の備付け等)

- 第29条 市長は、屋外広告業者監督処分簿を備え、これを規則で定める場所において一般の閲覧に供しなければならない。
- 2 市長は、第28条の5第1項又は前条第6項の規定による処分をしたときは、前項の屋外広告業者監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

(報告及び検査)

- 第30条 市長は、本市の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき、必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。
- 2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

#### 第4章 景観形成の推進

(広告景観形成地区の指定)

- 第31条 市長は、別表第2に定める第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域のうち、良好な景観を形成するため特に必要であると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

- 2 市長は、前項に規定する広告景観形成地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(広告景観形成地区の広告景観整備計画)

第32条 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における広告物等に関する整備計画(以下「広告景観整備計画」という。)を定めなければならない。

- 2 広告景観整備計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 広告景観の整備に関する基本目標及び方針
  - (2) 当該地区の広告物等の位置等の基準
- 3 市長は、広告景観整備計画を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。
- 4 前項の規定による公告があったときは、当該広告景観形成地区内の住民並びに当該広告景観形成地区内において広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれらを管理する者及びこれらの広告主である者のうち意見を有するものは、縦覧に供された広告景観整備計画の案について、当該公告の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。
- 5 市長は、第1項に規定する広告景観整備計画を定め、又は変更しようとする場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(広告協定)

第33条 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者(第5項において「土地所有者等」という。)は、良好な景観を形成するため、当該区域における広告物等に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 一の建築物に複数の広告物等を表示し、又は設置する場合においては、当該建築物の所有者又はこれを使用する権利を有する者(第5項において「建築物所有者等」という。)は、良好な景観を形成するため、当該建築物における広告物等に関する協定を締結し、当該協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。
- 3 前2項に規定する協定においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - (1) 協定の目的となる土地の区域(第5項において「広告協定地区」という。)  
又は協定の目的となる建築物(第5項において「広告協定建築物」という。)

- (2) 広告物等の位置等の基準
  - (3) 協定の有効期間
  - (4) 協定に違反した場合の措置
  - (5) その他協定の実施に関する事項
- 4 第1項又は第2項の認定を受けた協定を変更しようとするときは、当該協定にかかわる全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 5 広告協定地区内の土地所有者等で当該協定を締結していない者又は広告協定建築物に広告物等を表示し、又は設置する建築物所有者等で当該協定を締結していない者は、第1項、第2項又は前項の認定後いつでも、市長に対して書面でその意思を表示することによって、当該協定に加わることができる。
- 6 第1項、第2項又は第4項の認定を受けた協定を廃止しようとする場合においては、当該協定にかかわる者の過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 7 市長は、第1項、第2項、第4項又は前項の認定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(支援及び助言等)

第34条 市長は、前条の協定を締結した者に対し、技術的支援等を行うよう努めるとともに、良好な景観を形成するために必要な措置を実施するよう指導又は助言をすることができる。

## 第5章 雑則

(告示)

第35条 市長は、第7条第1項第9号及び第10号の地域並びに第31条の広告景観形成地区を指定し、又はその指定を変更し、若しくは解除をしたときは、その旨を告示しなければならない。

(適用上の注意)

第36条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(処分、手続等の効力の承継)

第37条 広告物等を表示し、若しくは設置した者又はこれらを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則により従前

のこれらの者がした手続きその他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分手続きその他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(その他の事項)

第38条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 第6章 罰則

(罰則)

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条第1項又は第3項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者
- (2) 不正の手段により第26条第1項又は第3項の登録を受けた者
- (3) 第28条の5第1項又は第28条の6第6項の規定による営業の停止の命令に違反した者

2 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第6条第1項及び第7条の規定に違反した者
- (2) 第13条第1項及び第14条の規定に違反した者
- (3) 第20条第1項及び第2項の規定による命令に違反した者

3 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第26条の5第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第28条第1項の規定に違反して業務主任者を選任しなかった者

4 第21条第1項若しくは第30条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第26条の7第1項又は第28条の6第3項若しくは第4項の規定による届出を怠った者
- (2) 第28条の2の規定による標識を掲げない者
- (3) 第28条の3の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった者



(両罰規定)

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条第1項から第4項までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(経過規定)

2 この条例施行の際、神奈川県屋外広告物条例(昭和24年神奈川県条例第62号)の規定により許可を受け、現に存在する広告物等については、その許可期間に限り、この条例の規定により許可を受けたものとみなす。

3 この条例施行の際、神奈川県屋外広告物条例及び神奈川県屋外広告物条例施行規則(昭和24年神奈川県規則第87号)の規定に基づき適法に表示され、又は設置されている広告物等のうち、第7条第1項の禁止地域内において神奈川県屋外広告物条例の規定により許可を受けている広告物等又は第9条第1項の基準に適合しない広告物等に対する第7条第1項又は第9条第1項の適用については、平成13年4月1日から当該広告物等の耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の規定による耐用年数をいう。)の満了の日までの間(平成13年4月1日における当該広告物等の耐用年数の残存期間が10年未満のもの及び神奈川県屋外広告物条例第6条の規定により適用除外とされていたものにあつては、10年間)は、神奈川県屋外広告物条例第3条、第6条及び第7条の規定の例による。

4 この条例施行の際、現に屋外広告業を営んでいる者は、施行日から30日間は第26条第1項の届出をしないで引き続き屋外広告業を営むことができる。

(禁止地域等の指定の手続きの特例)

5 第30条の規定にかかわらず、市長は、この条例の施行日に限り、審議会の答申を受けずに第7条第1項第9号及び第10号の地域の指定をすることができる。

附 則(平成13年6月5日条例第29号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 平成13年4月1日前に屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技

術の審査・証明事業認定規程(平成4年建設省告示第428号)に基づき認定された屋外広告士資格審査・証明事業により屋外広告士の称号を付与された者は、改正後の横須賀市屋外広告物条例第28条第1項第2号に規定する者とみなす。

附 則(平成13年12月21日条例第47号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際、現に存在している広告物等の規制については、なお従前の例による。

附 則(平成16年3月26日条例第25号)

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第53号)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例の施行前に改正前の屋外広告物条例第25条第1項の規定により移動した広告物等の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則(平成19年3月29日条例第33号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日条例第17号)

- 1 この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、目次の改正規定、第1条の改正規定、第7条第2項の改正規定、第7条に1項を加える改正規定、第10条の改正規定、第11条に1項を加える改正規定、第13条第1項にただし書を加える改正規定、第21条第1項の改正規定、第4章を削る改正規定、第31条に1項を加える改正規定、第32条に1項を加える改正規定、第5章を第4章とする改正規定、第6章を第5章とする改正規定、第7章を第6章とする改正規定、別表第1から別表第3までの改正規定及び附則第5項の規定は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の屋外広告物条例(以下「旧条例」という。)第26条の規定に基づき届出をして屋外広告業を営んでいる者については、この条例の施行の日から1年(この期間内にこの条例による改正後の屋外広告物条例(以下「新条例」という。)の規定に基づく登

録の拒否の処分があったときは、その日までの間)は、新条例の規定にかかわらず、登録を受けなくても、引き続き屋外広告業を営むことができる。この場合において、その者がこの期間内に当該登録の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について登録又は登録の拒否の処分があるまでの間も同様とする。

- 3 前項の規定により引き続き屋外広告業を営むことができる場合においては、その者を新条例第26条第1項の登録を受けた屋外広告業者とみなして、新条例第26条の5第1項及び第3項、第26条の7第1項、第28条、第28条の3、第28条の4、第28条の5（登録の取消しに係る部分を除く。）並びに第29条の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。この場合において、新条例第26条の5第1項中「第26条の2第1項各号」とあるのは、「第26条の2第1項第1号、第2号及び第5号」とする。
- 4 この条例の施行の際現に旧条例第28条第1項に規定する講習会修了者等である者は、新条例第28条第1項に規定する業務主任者となる資格を有する者とみなす。
- 5 附則第1項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する広告物等のうち、旧条例別表第3に規定する基準に適合していたもので、新条例別表第3に規定する基準に適合しないものの広告物等の位置等に係る基準については、この規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 7 新条例は、その運用状況、実施効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例施行後5年以内に見直しを行うものとする。

附 則(平成24年1月25日条例第3号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日条例第46号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1(第6条第3項及び第4項関係)

区分	単位	許可の期間	手数料
----	----	-------	-----

はり紙		100枚	1月以内	円 500
はり札及び電柱又は街灯柱を利用するもの		1枚	1年以内	50
電車、自動車等の移動するものの外面を利用するもの		1台	1年以内	500
他に規定するものを除くほか、広告塔、広告板、建築物その他の工作物等を利用するもの	照明装置のないもの	1基	3年以内	1,500 (広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超過するときは、1,500円にその超過する5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	1基	3年以内	2,400 (広告等に使用される面の表面積が5平方メートルを超過するときは、2,400円にその超過する5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
アーチ(道路を横断して設置する場合に限る。以下同じ。)	照明装置のないもの	1基	3年以内	6,000
	照明装置のあるもの	1基	3年以内	9,000
アドバルーン	照明装置のないもの	1個	1月以内	1,000
	照明装置のあるもの	1個	1月以内	1,500
立看板		1基	1月以内	100
広告幕(昇降装置のあるもの及び枠や板に固定されたものを除く。)		1張	1年以内	200
のぼり旗		1本	1年以内	100
標識柱を利用するもの		1本	1年以内	50

備考 はり紙の枚数が、100枚未満であるとき又はその枚数に100枚未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は100枚として計算する。

別表第2(第9条第1項、第10条第3項関係)

区分	地域の種別	該当地域等
禁止地域	第1種禁止地域	1 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項又は第110条第1項の規定により指定され、又は仮指定された地域 2 文化財保護法第182条第2項の規定により、県又は市が条例に定めるところにより指定した地域又は場所 3 森林法第25条第1項の規定により指定された保安林 4 首都圏近郊緑地保全法第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区 5 都市緑地法第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区 6 横須賀市風致地区条例第6条の規定により指定された第1種風致地区 7 自然環境保全条例第2条の規定により指定された自然環境保全地域 8 道路及び道路用地並びにこれらから展望できる範囲で市長が指定する地域 9 河川及び海岸並びにその付近で市長が指定する地域 10 古墳、墓地又は火葬場
	第2種禁止地域	第1種禁止地域を除いた次に掲げる地域 1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域及び第1種中高層住居専用地域。ただし、道路法(昭和27年法律第180号)第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域を除く。 2 横須賀市風致地区条例第6条の規定により指定された第4種風致地区
許可地域	第1種許可地域	1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた第2種中高層住居専用地域及び第1種住居地域。ただし、道路法第3

		<p>条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域を除く。</p> <p>2 都市計画法第7条第1項の規定により定められた市街化調整区域</p> <p>3 道路法第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種中高層住居専用地域</p>
	第2種許可地域	<p>1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた近隣商業地域、第2種住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域</p> <p>2 道路法第3条に規定する一般国道及び県道の両側30メートル以内にある都市計画法第8条第1項の規定により定められた第1種住居地域</p>
	第3種許可地域	<p>1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた商業地域</p>

別表第3(第9条第1項、第10条第2項及び第3項関係)

広告物等の種類	地域の種別	基準
建築物を利用するもの	第1種禁止地域、第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域	<p>1 1枚1平方メートル以内とする。</p> <p>2 同一のものを連続して表示しないこと。</p> <p>3 容易に除去できる方法によること。</p>
壁面に直接表示し、又は設置するもの	第1種禁止地域及び第2種禁止地域	<p>1 高さは、地上から5メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の2階窓下以下とすること。ただし、ビル名称等については、この限りでない。</p> <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、5平方メートル以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p>

	4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。
第1種許可地域	<p>1 高さは、地上から5メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の2階窓下以下とすること。ただし、ビル名称等については、この限りでない。</p> <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、10平方メートル以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。</p>
第2種許可地域	<p>1 高さは、地上から10メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の3階窓下以下とすること。ただし、建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物以外に表示する広告幕(昇降装置のあるものに限る。)及びビル名称等については、この限りでない。</p> <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、30平方メートル又は地上から高さ10メートルの当該壁面積の4分の1以下のいずれか大きい方の面積以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。</p> <p>5 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は5平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は10平方メートル以内とする。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は15平方メートル以内とする。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内</p>

		<p>外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。</p> <p>(6) 一建築物の一壁面についての表示面積は、15平方メートル以内とする。</p>
第3種許可地域	1	<p>高さは、地上から10メートル以下とし、かつ、建築物の壁面の3階窓下以下とすること。ただし、建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物以外に表示する次の各号に掲げるものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 広告幕(昇降装置のあるものに限る。)</p> <p>(2) ビル名称等</p> <p>(3) 第33条の規定により広告協定建築物に認定された建築物に、当該協定を締結した店舗、営業所、事業所(以下「店舗等」という。)が店舗等名称を表示するもので、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア 形状、面積を統一し、集合して表示する場合は、一店舗等につき2平方メートル以内のもの</p> <p>イ 形状、面積を統一し、設置位置を縦方向にそろえて表示する場合は、各階につき2平方メートル以内のもの</p> <p>2 一建築物の一壁面についての表示面積は、30平方メートル又は地上から高さ10メートルの当該壁面積の4分の1以下のいずれか大きい方の面積以内とすること。</p> <p>3 壁面の端からはみ出さないこと。</p> <p>4 非常用の進入口及び避難器具が設置された開口部をふさがないこと。</p> <p>5 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は5平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は10平方</p>



		<p>メートル以内とする。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は15平方メートル以内とする。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。</p> <p>(6) 一建築物の一壁面についての表示面積は、15平方メートル以内とする。</p> <p>(7) 通行車両に対して表示されていないと認められる場合は、第2号から第5号までの規定は適用しない。</p>
建築物の壁面から突出するもの	第1種禁止地域及び第2種禁止地域	<p>1 高さは、地上から10メートル以下とし、かつ、壁面上端を超えないこと。</p> <p>2 下端は、地上から2.5メートル以上とし、車道に突出する場合は、地上4.5メートル以上とすること。</p> <p>3 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。</p> <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</p>
	第1種許可地域	<p>1 高さは、地上から10メートル以下とし、かつ、壁面上端を超えないこと。</p> <p>2 下端は、地上から2.5メートル以上とし、車道に突出する場合は、地上4.5メートル以上とすること。</p> <p>3 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。</p> <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、17平方メートル以内とすること。</p>
	第2種許可地域	<p>1 高さは、地上から15メートル以下とし、かつ、壁面上端を超えないこと。</p> <p>2 下端は、地上から2.5メートル以上とし、車道に突出する場合は、地上4.5メートル以上とすること。</p> <p>3 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路に突</p>

		<p>出する場合は、路端から1メートル以下とすること。</p> <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>5 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面5平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面10平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20平方メートル以内とする。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は1面15平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30平方メートル以内とする。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。</p>
第3種許可地域		<p>1 高さは、壁面の上端を超えないこと。</p> <p>2 下端は、地上から2.5メートル以上とし、車道上に突出する場合は、地上4.5メートル以上とすること。</p> <p>3 出幅は、建築物から1.2メートル以下とし、道路上に突出する場合は、路端から1メートル以下とすること。</p> <p>4 一建築物につき表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>5 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面5平方メートル以内と</p>

		<p>し、かつ、各面の表示面積の合計は10平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面10平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20平方メートル以内とする。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は1面15平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30平方メートル以内とする。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。</p> <p>(6) 一建築物につきその表示面積の合計は、30平方メートル以内とする。</p>
建築物 の上部 から突 出する もの	第1種禁止地 域及び第2種 禁止地域	1 設置を禁止する。
	第1種許可地 域	<p>1 高さは、建築物の屋根の最高部を超えないこと。</p> <p>2 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。</p> <p>3 建築物から横にはみ出さないこと。</p> <p>4 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。</p> <p>5 一の建築物につき表示面積(広告塔にあっては、最大断面積をいう。以下この表において同じ。)の合計は、5平方メートル以内とすること。</p>
	第2種許可地 域	<p>1 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、建築物の上端から5メートル以下とすること。</p> <p>2 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。</p>

		<p>3 建築物から横にはみ出さないこと。</p> <p>4 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。</p> <p>5 一の建築物につき表示面積の合計は、50平方メートル以内とすること。</p> <p>6 建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物には設置しないこと。</p> <p>7 電光表示装置は設置しないこと。</p>
	第3種許可地域	<p>1 高さは、建築物の高さの3分の1以下とし、かつ、建築物の上端から7メートル以下とすること。</p> <p>2 形状については、縦の長さを横の長さで除した数値が1以下であること。</p> <p>3 建築物から横にはみ出さないこと。</p> <p>4 屋上の物見塔その他これに類する工作物には設置しないこと。</p> <p>5 一の建築物につき表示面積の合計は、70平方メートル以内とすること。</p> <p>6 建築面積が20平方メートル以下で高さが10メートルを超える建築物には設置しないこと。</p> <p>7 電光表示装置は設置しないこと。</p>
広告塔及び広告板	第1種禁止地域及び第2種禁止地域	<p>1 高さは、地上3メートル以下とすること。</p> <p>2 道路上に突出しないこと。</p> <p>3 表示面積は、5平方メートル以内とすること。</p>
	第1種許可地域	<p>1 高さは、地上5メートル以下とすること。</p> <p>2 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メートル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.5メートル(歩道上にあっては地上2.5メートル)以上とすること。</p> <p>3 表示面積は、15平方メートル以内とすること。</p>
	第2種許可地域及び第3種	<p>1 高さは、地上10メートル以下とすること。</p> <p>2 道路上に突出する場合は、その出幅は路端から1メー</p>

	許可地域	<p>ル以下とし、その突出部分の下端は、地上4.5メートル(歩道上にあっては地上2.5メートル)以上とすること。</p> <p>3 表示面積は、30平方メートル以内とすること。</p> <p>4 電光表示装置については次の基準によること。</p> <p>(1) 道路上には突出しないこと。</p> <p>(2) 道路からの距離が5メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面5平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は10平方メートル以内とする。</p> <p>(3) 道路からの距離が5メートルを超え30メートル以内の場所に設置する場合は、その表示面積は1面10平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は20平方メートル以内とする。</p> <p>(4) 道路からの距離が30メートルを超える場所に設置する場合は、その表示面積は1面15平方メートル以内とし、かつ、各面の表示面積の合計は30平方メートル以内とする。</p> <p>(5) 道路からの距離が5メートル又は30メートルの内外にまたがる場所に設置する場合は、その表示面積は小さい方の面積以内とする。</p> <p>5 一敷地について、電光表示装置を有する広告物等の設置は2基以内とする。</p>
電柱を利用するものの	第1種禁止地域	1 設置を禁止する。
	第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域	<p>1 巻付け看板又は添か看板に限る。</p> <p>2 一の柱につき巻付け看板又は添か看板は、それぞれ1件以内とすること。</p> <p>3 信号機が設置されている電柱には表示できない。</p> <p>4 巻付け看板の高さは、地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>5 添か看板は、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下</p>

		<p>とし、電柱からの出幅は、0.6メートル以下とすること。</p> <p>6 歩道と車道の区別のある道路の電柱に添か看板を設置する場合(片側に限り歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱に添か看板を設置する場合を除く。)は、歩道側に設置し、その下端は地上2.5メートル以上とすること。</p> <p>7 歩道と車道の区別のない道路の電柱及び片側に限り歩道がある道路の歩道と反対側にある電柱に添か看板を設置する場合は、原則として道路の中心線の反対側に向けて設置し、その下端は地上4.5メートル以上とすること。</p> <p>8 同一道路に設置する場合は、位置、形状及び規模を統一すること。</p> <p>9 地色は、日本工業規格のZ8721に定める色相、明度及び彩度の三属性(以下「マンセル値」という。)による無彩色又は彩度2.0以下とし、かつ、明度8.5以上とし、使用できる色の数は1色とすること。ただし、公共案内広告物(当該広告物が存する道路の名称又は町名地番を表示する屋外広告物をいう。)を表示する部分の地色は、マンセル値G又はGYに属する色を使用することができる。</p>
街灯柱を利用するもの	第1種禁止地域	1 設置を禁止する。
	第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域	<p>1 一の柱につき巻付け看板又は添か看板は、それぞれ1件以内とすること。</p> <p>2 巻付け看板の高さは、地上1.2メートル以上3メートル以下とすること。</p> <p>3 添か看板は、縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、街灯柱からの出幅は、0.6メートル以下とすること。</p> <p>4 つり下げて表示する旗及びこれに類するもの(以下「つり下げ旗」という。)は、一の柱につき1対以内とし、街灯柱からの出幅は、0.8メートル以下とし、1枚当たりの面積は、1平方メートル以内とすること。</p> <p>5 添か看板及びつり下げ旗の下端は、地上2.5メートル以上とし、車道上に突出する場合は、地上4.5メートル以上とすること。</p>

			<p>6 同一道路に設置する場合は、位置、形状及び規模を統一すること。</p> <p>7 1から6までの基準にかかわらず、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p>
電車、自動車等の移動するもの	下記以外のも	第1種禁止地域、第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域	<p>1 表示の位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>2 一の自動車等(路線バスを除く。)についての表示面積の合計は、4.2平方メートル以下とすること。</p> <p>3 側面に表示するものは、1件縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面につき表示面積の合計は、1.8平方メートル以下とすること。</p> <p>4 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で1件とすること。</p> <p>5 自動車等のタイヤ及びホイールには、表示しないこと。</p> <p>6 広告車に表示する場合は、1から4までの基準は、適用しない。</p>
	電車又は路線バスで一の車体についての表示面積の合計が4.2平方メートル		<p>1 電車における一の外面についての表示面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下とし、屋根には、表示しないこと。</p> <p>2 路線バスの外面を利用する場合は、次に掲げる基準によること。</p> <p>(1) 車体の窓下における一の外面の図柄の面積は、当該外面の面積の2分の1以下とすること。</p> <p>(2) 車体の窓上における表示は、地色1色とすること。</p> <p>(3) 地色は、マンセル値R、RP、YR又はYに属する色については彩度5以下とし、その他の色については彩度3以下とすること。</p> <p>(4) タイヤ及びホイールには、表示しないこと。</p> <p>3 一の車体につき1件とすること。</p> <p>4 車体の窓、ドア等のガラス部分には、表示しないこと。</p> <p>5 蛍光色、発光機材及び反射素材は、使用しないこと。</p> <p>6 電光表示装置その他自動車等の運転者の注意力を著し</p>

<p>を超えるもの</p>		<p>く低下させるおそれのあるものは、掲出しないこと。</p>
<p>広告塔及び広告板に類するもの</p>	<p>第1種禁止地域、第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域</p>	<p>1 アーケードに設置する場合は、その下端は地上2.5メートル以上、その面積は0.5平方メートル（つり下げ旗にあつては2平方メートル）以内とし、同一商店街においては、位置、形状及び規模を統一すること。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。</p> <p>2 アーチは、その下端は地上4.5メートル以上とし、特定の商品名は、表示しないこと。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと（雨、雪又は毎秒5メートル以上の風の場合は、掲揚しないこと。）。なお、これに設置する屋外広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>4 立看板及びのぼり旗は、地上3.6メートル以下、面積5平方メートル以内とすること。</p> <p>5 案内板は、地上2メートル以下とし、広告塔に類するものにあつては、幅0.3メートル以下、広告板に類するものにあつては、縦0.5メートル以下、横1メートル以下とすること。ただし、同一場所に2以上のものを設置する場合は、総合案内板とし、一のものについて表示する面積は、縦（横）0.3メートル以下、横（縦）1.5メートル以下とすること。</p> <p>6 置き看板は、地上2メートル以下、表示面積（2面以上ある場合は最大断面積をいう。）5平方メートル以内とすること。</p> <p>7 バス停留所の上屋に添加される広告板は、表示面積を1面につき2平方メートル以内とすること。</p>
<p>標識柱（道路標</p>	<p>第1種禁止地域</p>	<p>1 設置を禁止する。</p>



識を除く。)を利用するもの	第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域	<p>1 縦0.4メートル以下、横0.8メートル以下で蛍光塗料、発光塗料及び反射塗料を使用していないものとし、一の標識柱につき1件とすること。</p> <p>2 地色は、マンセル値による無彩色又は彩度2.0以下とし、かつ、明度8.5以上とし、使用できる色の数は1色とすること。</p>
その他の工作物を利用するもの	第1種禁止地域、第2種禁止地域、第1種許可地域、第2種許可地域及び第3種許可地域	建築物を利用する場合の基準を準用する。

備考

- 1 特定屋外広告物は、第1種禁止地域及び第2種禁止地域にあつては、設置できない。
- 2 第1種許可地域にあつては、一の店舗、営業所又は事業所当たりの屋外広告物の表示面積の合計は、自家用広告物を含み47平方メートル以内とする。
- 3 ネオン照明、点滅照明、動光及び電光表示装置は、第1種禁止地域、第2種禁止地域及び第1種許可地域にあつては、設置できない。
- 4 横須賀市景観条例第3条第1項に規定する眺望景観保全基準が定められた場合は、屋外広告物等の地上からの高さは、当該基準に示す建築物等の高さの最高限度を超えることはできない。

横須賀市景観審議会規則、運営要領

---



## ○横須賀市景観審議会規則

(総則)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）に定めがあるもののほか、この規則の定めるところによる。

(委員長)

第2条 審議会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第4条 審議会において必要があるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴く事ができる。

(専門部会)

第5条 審議会に専門的な事項を検討するため、専門部会を置く。

2 専門部会の委員は、委員長が指名する委員をもって充てる。

(部会長)

第6条 専門部会に部会長を置く。

2 部会長は、専門部会委員の互選により選出する。

3 部会長は、専門部会において検討した事項を審議会に報告しなければならない。

4 第2条第2項及び第3項、第3条並びに第4条の規定は、部会長の職務及び専門部会の会議について準用する。

(その他の事項)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

附 則

この規則は、平成27年7月1日から施行する。

## ○横須賀市景観審議会運営要領

(趣旨)

第1条 横須賀市景観審議会（以下「審議会」という。）の運営については、横須賀市景観条例（平成16年横須賀市条例第24号）及び横須賀市景観審議会規則（平成16年横須賀市規則第51号）並びに情報公開条例（平成13年横須賀市条例第4号）に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによる。

(会議の招集)

第2条 委員長は、会議の7日前までに議案を添えて、会議の日時及び場所を委員に通知するものとする。

(会議の公開)

第3条 審議会の会議は、原則として公開とする。ただし、委員長は、議案が法人及び個人の権利関係に重大な影響を与える場合や審議会の秩序の維持のため必要と認めるときは、これを非公開とすることができる。

2 審議会の開催については、あらかじめ市民等へ周知する。

(傍聴人の決定)

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、審議会当日の開会時刻30分前から10分前までに審議会開催会場前に集まるものとする。

2 傍聴人は、10人以内とする。ただし、開会10分前の時点で定員を超えた場合は、直ちに抽選で傍聴人を決定する。

3 傍聴人には、傍聴証（別記様式）を交付する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人は、傍聴証を常時見えるところに着用し、傍聴を終了する際には、事務局に返還しなければならない。

2 傍聴人は、次の事項を守らなければならない。

(1) 審議会委員の発言に対し、拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。

(2) 話をし、又は笑って騒ぎ立てないこと。

(3) 鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

(4) 帽子、コート、マフラーの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときは、この限りでない。

(5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしないこと。

(7) コンピュータは使用しないこと。

(8) むやみに席を離れないこと。

(9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨げになるような行為をしないこと。

3 傍聴人が前項各号の遵守事項に違反したときは、委員長はこれを制止し、命令に従わないときは、退場させることができる。

(議事録)

第6条 委員長は、議事録を作成し、これを保存しなければならない。

2 議事録に記載する事項は、次のとおりとする。

- (1) 開催の日時、場所及び議案
- (2) 出席した委員及び関係者の氏名
- (3) 傍聴人の人数
- (4) 議事の要旨
- (5) その他委員長が必要と認めた事項

3 議事録には、委員長が指名した議事録の署名委員2人が署名する。

(委員長への委任)

第7条 この要領に定めのない事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成16年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

別記様式(第4条第3項関係)

No. _____	横須賀市景観審議会
<b>傍 聴 証</b>	
平成 年 月 日限り有効	
(お帰りの際は、事務局へお返し下さい。)	

横須賀市屋外広告物条例の見直しについての諮問書（写）

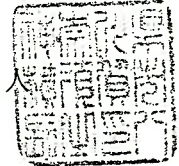
---

平成 27 年 11 月 16 日

横須賀市景観審議会

委員長 曾 根 幸 一 様

横須賀市長 吉 田 雄



横須賀市屋外広告物条例の見直しについて（諮問）

本市では、良好な景観形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的に、屋外広告物条例の運用を図ってまいりました。

この度、条例の運用状況等を踏まえ、変化する社会環境に適合したより良いものにするため、平成 23 年 3 月 28 日条例第 17 号の附則第 7 項に基づき、屋外広告物条例の見直しをいたします。

つきましては、専門的かつ幅広い見地から、貴審議会に御検討いただきたく、下記の屋外広告物条例の見直しに関する諮問をいたします。

記

見直しを行う横須賀市屋外広告物条例

- 1 のぼり旗、広告旗の許可期間及び手数料変更（条例第 6 条第 3 項及び第 4 項別表 1）
- 2 壁面からの突き出し看板の基準変更（条例第 9 条第 1 項別表 3）
- 3 所要の条文整備等（条例第 39 条第 2 項）

（事務担当は、都市部市街地整備景観課）



横須賀市屋外広告物条例の改正について（参考写真）

---

# 対象となる掲出者

許可を受け、敷地内で適正に掲出されているのぼり旗や  
広告幕は、管理状態が良好で、禁止広告物のようなものは  
見受けられない。



# 対象外掲出者

表示面積の総量が10㎡以下のため申請不要である事業者。  
許認可行為はなく、本改正の対象ではない。



# 違反広告物

歩道や車道など、掲出を禁止している場所に出されている違反広告物は、本改正の対象ではなく、道路管理者と連携して是正指導に努める。



# 禁止広告物

破損・退色・老朽化した禁止屋外広告物については、管理されているものは是正指導等、管理されていないものは簡易除却を実施し、これまで通り適正化に努める。



# イメージ例

敷地内であれば、広告物の下に、ガード、植栽、工作物を設置すれば、下端制限を受けずに設置が可能。不必要に高い場所に設置することがなくなり、より安全な掲出といえる。

